

小川村チャイルドシート購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱はチャイルドシートの日常的な着用の推進を図り、増加する交通事故から乳幼児の尊い命を守るため、チャイルドシートの購入に対して、補助金を交付することについて、小川村補助金交付要綱規則（昭和 52 年規則第 2 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「乳幼児」とは、満 6 歳に満たない者をいう。
- (2) 「チャイルドシート」とは、道路運送車両の保安規準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 22 条の 5 に規定する年少者用補助乗車装置で、乳幼児の使用に供するものをいう。

(補助金交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 村内に住所を有している者
- (2) チャイルドシートを新規に購入した 6 歳未満の乳幼児を養育している保護者に対し、当該の乳幼児 1 人つき 1 台限りとする。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、チャイルドシートの購入価格に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額に 100 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1 台につき 15,000 円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、チャイルドシート購入費補助金交付申請書（様式第 1 号）に領収書を添えて村長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は、補助金の交付を決定したときは、申請者に小川村チャイルドシート購入費補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により通知するものとする。

(補助金の交付及び返還)

第7条 交付決定後は、速やかに申請者に補助金を交付するものとし、補助金の交付方法は原則として口座振替により行うものとする。

2 虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けた者があると認めるときは、当該補助金を返金させることができる。

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

付則

この要綱は、平成 12 年 1 月 1 日から施行する。